

新旧対照表（空調用A契約約款）

空調用A契約約款 旧	空調用A契約約款 新	備 考
<p>個別約款（空調用 A 契約）</p> <p>2019年10月1日</p> <p>びわ湖ブルーエナジー株式会社</p>	<p>個別約款（空調用 A 契約）</p> <p><u>2021年12月1日</u></p> <p>びわ湖ブルーエナジー株式会社</p>	<p>変更</p>

空調用A契約約款 旧	空調用A契約約款 新	備 考
目 次	目 次	
1. 適 用 . . . . . 1	1. 適 用 . . . . . 1	
2. 供給条件の変更 . . . . . 1	2. 供給条件の変更 . . . . . 1	
3. 用語の定義 . . . . . 1	3. 用語の定義 . . . . . 1	
4. 適用条件 . . . . . 2	4. 適用条件 . . . . . 2	
5. 契約の締結 . . . . . 2	5. 契約の締結 . . . . . 2	
6. 使用量の算定 . . . . . 3	6. 使用量の算定 . . . . . 3	
7. 料 金 . . . . . 3	7. 料 金 . . . . . 3	
8. 単位料金の調整 . . . . . 3	8. 単位料金の調整 . . . . . 3	
9. 需給契約の精算額 . . . . . 5	9. 需給契約の精算額 . . . . . 4	変更
10. 名義の変更 . . . . . 6	10. 名義の変更 . . . . . 6	
11. 契約の変更又は解除 . . . . . 6	11. 契約の変更又は解約 . . . . . 6	変更
12. 契約の解除に伴う契約中途解約精算額 . . . . . 7	12. 契約の解約に伴う契約中途解約精算額 . . . . . 6	変更
13. 緊急調整時の措置 . . . . . 8	13. 緊急調整時の措置 . . . . . 7	変更
14. その他 . . . . . 8	14. その他 . . . . . 8	
付則 . . . . . 8	付則 . . . . . 8	
(別 表)	(別 表)	
1. 早収料金及び消費税等相当額の算定方法 . . . . . 9	1. 早収料金及び消費税等相当額の算定方法 . . . . . 9	
2. 料金表1 (空調用A契約1種) . . . . . 10	2. 料金表1 (空調用A契約1種) . . . . . 10	
3. 料金表2 (空調用A契約2種) . . . . . 11	3. 料金表2 (空調用A契約2種) . . . . . 10	変更

空調用A契約約款 旧	空調用A契約約款 新	備 考
<p>た契約の料金を、基本約款 1 7 に規定する支払期限日（納付義務の発生の日の翌日から起算して 5 0 日目）を経過しても支払われていない場合は、申込みを承諾しないことがあります。</p> <p>6. 使用量の算定 各月使用分の使用量は、前回の検針日及び今回の検針日における一般ガス導管事業者によるガスメーターの読みにより算定いたします。</p> <p>7. 料 金 (1) 当社は、料金の支払いが、支払義務発生の日の翌日から起算して 2 0 日以内（以下「早収期間」といいます。）に行われる場合には、早収料金（消費税等相当額を含んだ金額をいいます。以下、同じ。）を、早収期間経過後に支払いが行われる場合には、早収料金を 3 パーセント割増ししたもの（以下「遅収料金」といい、消費税等相当額を含んだ金額をいいます。以下、同じ。）を料金として支払っていただきます。なお、早収期間の最終日が休日の場合には、その直後の休日でない日まで早収期間を延伸いたします。 (2) 当社は、空調用 A 契約 1 種には別表の料金表 1 を、空調用 A 契約 2 種には別表の料金表 2 を適用して、早収料金又は遅収料金を算定いたします。 (3) お客さまの都合や契約違反により契約を契約期間中に解除した場合、又はガスの使用を一時停止した場合、その月の基本料金は(2)に基づく 1 か月当たりの基本料金全額とし、従量料金は別表に基づいて算定いたします。 (4) お客さまがこの契約に基づき新たにガスのご使用を開始した日から次の検針日までの期間が 2 9 日以下若しくは 3 6 日以上となった場合、又は定例検針日の変更によって定例検針日の翌日から次の定例検針日までの期間が 2 9 日以下若しくは 3 6 日以上となった場合は、基本約款 1 8 の規定に基づき日割計算を行います。ただし、当社の都合により料金算定期間が 3 6 日以上になった場合を除きます。 (5) 料金は、当社の発行する納入通知書による払込み、当社の指定する金融機関での口座振替のいずれかの方法により金融機関を通じて毎月お支払いいただきます。</p> <p>8. 単位料金の調整 (1) 当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算式により別表の各料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表 1 (4) のとおりといたします。 ① 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき</p>	<p>た契約の料金を、基本約款 1 7 に規定する支払期限日（納付義務の発生の日の翌日から起算して 5 0 日目）を経過しても支払われていない場合は、申込みを承諾しないことがあります。</p> <p>6. 使用量の算定 各月使用分の使用量は、前回の検針日及び今回の検針日における一般ガス導管事業者によるガスメーターの読みにより算定いたします。</p> <p>7. 料 金 (1) 当社は、料金の支払いが、支払義務発生の日の翌日から起算して 2 0 日以内（以下「早収期間」といいます。）に行われる場合には、早収料金（消費税等相当額を含んだ金額をいいます。以下、同じ。）を、早収期間経過後に支払いが行われる場合には、早収料金を 3 パーセント割増ししたもの（以下「遅収料金」といい、消費税等相当額を含んだ金額をいいます。以下、同じ。）を料金として支払っていただきます。なお、早収期間の最終日が休日の場合には、その直後の休日でない日まで早収期間を延伸いたします。 (2) 当社は、空調用 A 契約 1 種には別表の料金表 1 を、空調用 A 契約 2 種には別表の料金表 2 を適用して、早収料金又は遅収料金を算定いたします。 (3) お客さまの都合や契約違反により契約を契約期間中に解約した場合、又はガスの使用を一時停止した場合、その月の基本料金は(2)に基づく 1 か月当たりの基本料金全額とし、従量料金は別表に基づいて算定いたします。 (4) お客さまがこの契約に基づき新たにガスのご使用を開始した日から次の検針日までの期間が 2 9 日以下若しくは 3 6 日以上となった場合、又は定例検針日の変更によって定例検針日の翌日から次の定例検針日までの期間が 2 9 日以下若しくは 3 6 日以上となった場合は、基本約款 1 8 の規定に基づき日割計算を行います。ただし、当社の都合により料金算定期間が 3 6 日以上になった場合を除きます。 (5) 料金は、当社の発行する納入通知書による払込み、当社の指定する金融機関での口座振替のいずれかの方法により金融機関を通じて毎月お支払いいただきます。</p> <p>8. 単位料金の調整 (1) 当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算式により別表の各料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表 1 (4) のとおりといたします。 ① 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき</p>	<p>変更</p>

空調用A契約約款 旧	空調用A契約約款 新	備 考
<p>年間負荷率 未達精算額 = <math>\left[ \left( \begin{array}{c} \text{負荷率70} \\ \text{パーセント} \\ \text{に相当する} \\ \text{年間使用量} \end{array} \right) - \left( \begin{array}{c} \text{実績年間} \\ \text{使用量} \end{array} \right) \right] \times \left( \begin{array}{c} \text{契約種別のガス需給契約に} \\ \text{定める契約月別使用量に各} \\ \text{月の単位料金を乗じたもの} \\ \text{の合計額を契約年間使用量} \\ \text{で除し、小数点以下第3位} \\ \text{を四捨五入した額} \times 1.1 \end{array} \right)</math></p> <p>なお、この精算額は、当該契約年度に支払われた基本料金及び従量料金の総額とこの精算額との合計額が、実績年間使用量に当社の個別約款（一般料金契約）の料金表を適用して算定される早収料金総額の103パーセントに相当する額（小数点以下切り捨て）を超えない範囲で算定するものいたします。</p> <p>（備考） 負荷率70パーセントに相当する年間使用量は、契約期間中における最大需要期の実績月別使用量の合計に0.70を乗じ、その量を3倍した量（小数点以下切り捨て）をいいます。</p> <p>（3） 契約年間引取量未達精算額 お客様の実績年間使用量が契約年間引取量に満たない場合には、当社がやむを得ないと判断した場合以外、次の算式によって算定する金額を限度とし、契約年間引取量未達精算額といたします。</p> <p>契約年間 引取量未達精算額 = <math>\left[ \left( \begin{array}{c} \text{契約年間} \\ \text{引取量} \end{array} \right) - \left( \begin{array}{c} \text{実績年間} \\ \text{使用量} \end{array} \right) \right] \times \left( \begin{array}{c} \text{契約種別のガス需給契約に定め} \\ \text{る契約月別使用量に各月の単位} \\ \text{料金を乗じたものの合計額を契} \\ \text{約年間使用量で除し、小数点以} \\ \text{下第3位を四捨五入した額} \end{array} \right)</math></p> <p>10. 名義の変更 お客様が、この契約の権利及び義務を第三者に承継する場合は、その旨を当社に届け出るものとします。</p> <p>11. 契約の変更又は解除 （1）お客様のガス使用計画に変更がある場合、又は2により本約款が変更された場合は、契約期間中であっても、双方協議してこの契約を変更又は解除できるものいたします。 （2）当社に契約違反があった場合、又はお客様に契約違反があった場合（4の適用条件を満たさなくなった場合及び9の精算額の対象に繰り返し該当している場合を含みます。）には、契約期間中であっても、相手方は契約を解除できるものいたします。</p>	<p>年間負荷率 未達精算額 = <math>\left[ \left( \begin{array}{c} \text{負荷率70} \\ \text{パーセント} \\ \text{に相当する} \\ \text{年間使用量} \end{array} \right) - \left( \begin{array}{c} \text{実績年間} \\ \text{使用量} \end{array} \right) \right] \times \left( \begin{array}{c} \text{契約種別のガス需給契約に} \\ \text{定める契約月別使用量に各} \\ \text{月の単位料金を乗じたもの} \\ \text{の合計額を契約年間使用量} \\ \text{で除し、小数点以下第3位} \\ \text{を四捨五入した額} \times 1.1 \end{array} \right)</math></p> <p>なお、この精算額は、当該契約年度に支払われた基本料金及び従量料金の総額とこの精算額との合計額が、実績年間使用量に当社の個別約款（一般料金契約）の料金表を適用して算定される早収料金総額の103パーセントに相当する額（小数点以下切り捨て）を超えない範囲で算定するものいたします。</p> <p>（備考） 負荷率70パーセントに相当する年間使用量は、契約期間中における最大需要期の実績月別使用量の合計に0.70を乗じ、その量を3倍した量（小数点以下切り捨て）をいいます。</p> <p>（3） 契約年間引取量未達精算額 お客様の実績年間使用量が契約年間引取量に満たない場合には、当社がやむを得ないと判断した場合以外、次の算式によって算定する金額を限度とし、契約年間引取量未達精算額といたします。</p> <p>契約年間 引取量未達精算額 = <math>\left[ \left( \begin{array}{c} \text{契約年間} \\ \text{引取量} \end{array} \right) - \left( \begin{array}{c} \text{実績年間} \\ \text{使用量} \end{array} \right) \right] \times \left( \begin{array}{c} \text{契約種別のガス需給契約に定め} \\ \text{る契約月別使用量に各月の単位} \\ \text{料金を乗じたものの合計額を契} \\ \text{約年間使用量で除し、小数点以} \\ \text{下第3位を四捨五入した額} \end{array} \right)</math></p> <p>10. 名義の変更 お客様が、この契約の権利及び義務を第三者に承継する場合は、その旨を当社に届け出るものとします。</p> <p>11. 契約の変更又は<b>解約</b> （1）お客様のガス使用計画に変更がある場合、又は2により本約款が変更された場合は、契約期間中であっても、双方協議してこの契約を変更又は<b>解約</b>できるものいたします。 （2）当社に契約違反があった場合、又はお客様に契約違反があった場合（4の適用条件を満たさなくなった場合及び9の精算額の対象に繰り返し該当している場合を含みます。）には、契約期間中であっても、相手方は契約を<b>解約</b>できるものいたします。</p>	<p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p>



空調用A契約約款 旧	空調用A契約約款 新	備 考
<p>13. 緊急調整時の措置</p> <p>一般需要に先立って緊急調整に応じていただいた場合には、別表の料金表1又は料金表2の基本料金を次の算式によって割引いたします。また、9の需給契約の精算額については、双方協議して算定するものいたします。</p> $(1) \text{ 料金割引額} = \text{定額基本料金} \times \frac{\text{調整時間}}{\text{当該月の時間数}} \times \frac{\text{1時間当たりの平均調整量}}{\text{契約最大使用量}}$ $(2) \text{ 料金割引額} = \text{流量基本料金単価} \times \text{契約最大使用量} \times \frac{\text{調整時間}}{\text{当該月の時間数}} \times \frac{\text{1時間当たりの平均調整量}}{\text{契約最大使用量}}$ <p>14. その他</p> <p>その他の事項については、基本約款を適用いたします。</p> <p>付 則</p> <p>1. 本約款の実施期日</p> <p>本約款は、2019年10月1日から実施いたします。</p> <p>2. 本約款の実施に伴う切替え措置（適用料金）</p> <p>当社は、2019年9月30日まで当社からのガス供給があり、2019年10月1日以降、本約款が適用されるお客さまについて、以下の条件にあてはまる料金は本約款の変更前の個別約款（以下「旧約款」といいます。）にもとづき算定いたします。</p> <p>(1) 料金算定期間の末日が2019年9月30日までに属する料金算定期間の料金</p> <p>(2) 料金算定期間の末日が2019年10月1日から2019年10月31日に属する料金算定期間の料金のうち、当該料金算定期間において支払義務が初めて発生する料金</p> <p>3. 本約款の実施に伴う切替え措置（精算額）</p> <p>当社は、2019年9月30日まで旧約款の適用があり、2019年10月1日以降、本約款が適用されるお客さまについて、精算額の算定は以下のとおりいたします。</p> <p>使用可能量倍率未達精算額、年間負荷率未達精算額、契約年間引取量未達精算額（以下「未達精算額」といいます。）</p> <p>本約款の未達精算額は、各月の料金に適用した単位料金にもとづき算定いたします。</p>	<p>13. 緊急調整時の措置</p> <p>一般需要に先立って緊急調整に応じていただいた場合には、別表の料金表1又は料金表2の基本料金を次の算式によって割引いたします。また、9の需給契約の精算額については、双方協議して算定するものいたします。</p> $(1) \text{ 料金割引額} = \text{定額基本料金} \times \frac{\text{調整時間}}{\text{当該月の時間数}} \times \frac{\text{1時間当たりの平均調整量}}{\text{契約最大使用量}}$ $(2) \text{ 料金割引額} = \text{流量基本料金単価} \times \text{契約最大使用量} \times \frac{\text{調整時間}}{\text{当該月の時間数}} \times \frac{\text{1時間当たりの平均調整量}}{\text{契約最大使用量}}$ <p>14. その他</p> <p>その他の事項については、基本約款を適用いたします。</p> <p>付 則</p> <p>1. 本約款の実施期日</p> <p>本約款は、<u>2021年12月1日</u>から実施いたします。</p> <p><del>2. 本約款の実施に伴う切替え措置（適用料金）</del></p> <p><del>当社は、2019年9月30日まで当社からのガス供給があり、2019年10月1日以降、本約款が適用されるお客さまについて、以下の条件にあてはまる料金は本約款の変更前の個別約款（以下「旧約款」といいます。）にもとづき算定いたします。</del></p> <p><del>(1) 料金算定期間の末日が2019年9月30日までに属する料金算定期間の料金</del></p> <p><del>(2) 料金算定期間の末日が2019年10月1日から2019年10月31日に属する料金算定期間の料金のうち、当該料金算定期間において支払義務が初めて発生する料金</del></p> <p><del>3. 本約款の実施に伴う切替え措置（精算額）</del></p> <p><del>当社は、2019年9月30日まで旧約款の適用があり、2019年10月1日以降、本約款が適用されるお客さまについて、精算額の算定は以下のとおりいたします。</del></p> <p><del>使用可能量倍率未達精算額、年間負荷率未達精算額、契約年間引取量未達精算額（以下「未達精算額」といいます。）</del></p> <p><del>本約款の未達精算額は、各月の料金に適用した単位料金にもとづき算定いたします。</del></p>	<p>変更 削除</p> <p>削除</p>